

# 埼玉東部消防組合公共施設等総合管理計画 (素案)

平成 2 8 年

埼玉東部消防組合



## 目次

### 第1章 公共施設等の現況及び将来の見通し

- 1 保有する公共施設等とその現状 . . . . . 1
- 2 消防組合を取り巻く現状 . . . . . 7
- 3 消防需要の将来見通し . . . . . 13
- 4 計画の対象とする公共施設等 . . . . . 19

### 第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

- 1 計画期間 . . . . . 20
- 2 全庁的な取り組み体制の構築及び情報管理・共有方策 . . . . . 20
- 3 現状や課題に関する基本認識 . . . . . 20
- 4 消防施設管理に関する基本的な考え方 . . . . . 21
- 5 更新費用等推計の考え方 . . . . . 21
- 6 公共施設等の管理に関する基本的な方針 . . . . . 27

### 第3章 フォローアップの実施方針

- 1 取り組みの評価と計画の見直し . . . . . 29

### 第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

- 1 消防施設の現状や課題に関する基本認識 . . . . . 30

## はじめに

近年、全国の地方公共団体では、高度経済成長期に整備された公共施設等の老朽化に伴い、今後、これら施設の大規模改修や建て替え等の更新時期が一斉に到来するといった大きな課題が生じています。

この状況を鑑み、国は平成26年4月に地方公共団体に対し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）を策定するよう要請したところです。

消防については、昭和39年に制定された「消防本部及び消防署を置かなければならない市町村を定める政令」が、昭和46年に全部改正され、すべての市に消防本部及び消防署の設置が義務づけられたため、多くの市町村において業務を開始すべく消防庁舎を整備しました。

埼玉東部消防組合（以下「消防組合」という。）を構成するほとんどの市町（以下「組合市町」という。）においても、昭和40年度から50年代にかけて消防本部及び消防署を設置し、消防業務を開始しました。

組合市町名	消防本部設置年月	消防業務開始年月	消防庁舎建設年月
加須市	昭和32年6月	昭和34年9月	昭和43年10月
久喜市	昭和44年4月	昭和44年4月	昭和45年1月
幸手市	昭和49年4月	昭和49年4月	昭和49年4月
白岡市	昭和48年12月	昭和51年4月	昭和51年4月
宮代町	昭和58年12月	昭和59年4月	昭和59年3月
杉戸町	昭和50年7月	昭和51年10月	昭和57年1月

それぞれの消防庁舎は地域の防災拠点として大きな役割を果たしてきましたが、老朽化が進んでおり、多くの施設において大規模改修等の時期が既に到来しています。

このため、平成25年4月の消防広域化により、消防庁舎等を承継した消防組合は、早急に公共施設等の全体状況を把握し、長期的な視点をもって長寿命化や更新等を計画的に行なう必要があります。

この計画は、厳しい財政状況の中で施設の維持管理に要する経費の平準化を図るとともに、現行消防力及び消防サービスを維持するために、各施設の今後のあり方に関する基本的方向性を示すものとして策定しました。

## 第1章 公共施設等の現況及び将来の見通し

### 1 保有する公共施設等とその現状

#### (1) 保有する公共施設等

消防広域化協議の結果、消防庁舎の土地については、それぞれの市町の財産とし、建物に関しては消防組合へ無償譲渡するとされました。

これにより、消防組合の発足と同日付けで各組合市町と消防庁舎、防火水槽及び物品等に関する財産の無償譲渡契約を締結し、消防組合の財産としました。

なお、消防広域化直前の平成25年3月15日に開署した白岡消防署篠津分署もこの無償譲渡契約に含まれています。

平成26年4月1日に開署した加須市三俣コミュニティセンターとの複合用途である加須消防署は、当該施設の管理区分に関して加須市と協定を締結し、加須消防署管理とされた部分について財産の無償譲渡を受けています。

平成28年4月1日時点における消防組合の消防庁舎については、別表1のとおりで、建築後40年を超えた庁舎は18署所のうち、4署所、30年以上40年未満は6署所という状況です。

また、無償譲渡された耐震性貯水槽を含む防火水槽は別表2のとおりです。

#### (2) 消防広域化後の維持管理

消防広域化後、平成26年度に杉戸消防署庁舎外壁防水工事等を実施し、平成28年度は幸手消防署及び宮代消防署の陸屋根及び外壁の庁舎防水塗装工事を実施しています。

また、別表3のとおり庁舎に付帯する空調設備や非常用発電機など、多くの施設・設備に対する維持管理や修繕を実施しました。

さらに、平成22年度に加須市で策定した公共施設再整備計画を消防組合で承継し、平成26年度から下表のとおり3分署の改修工事を進めています。

年 度	北川辺分署 改築・耐震化 及び改修工事	大利根分署 耐震化及び改修 工事	騎西分署 改修工事
平成26年度	設計	—	—
平成27年度	施工	設計	—
平成28年度	—	施工	設計
平成29年度	—	—	施工（予定）

※ 工事に庁舎防水等も含まれるため、すべて施工監理を委託

○別表1 消防組合が保有する公共施設等

(2016年4月1日現在)

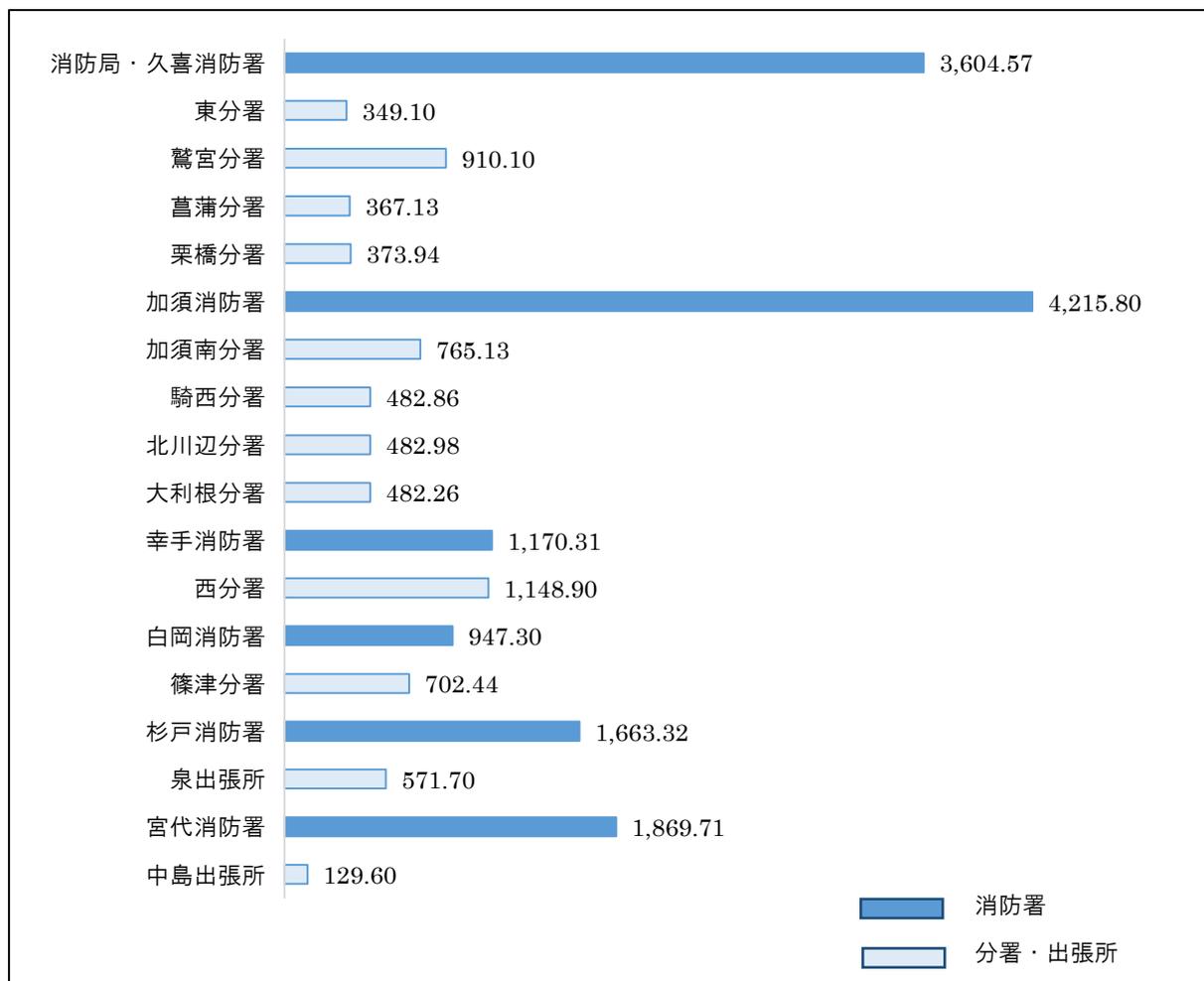
No.	市町名	施設名	建 物 構 造		延床面積 (㎡)	建築 年月	経過 年数		
1	久喜市	消防局・ 久喜消防署	1	庁舎	RC造2階建	2,665.96	1989.4	26年	
			2	訓練塔A棟	RC造6階建	216.00			
			3	訓練塔B棟	RC造3階建	126.00			
			4	訓練塔C棟	RC造3階建	126.00			
			5	備蓄倉庫	鉄骨造2階建	422.85			
			6	高圧ガス室	コンクリートブロック造	47.76			
2		東分署	7	庁舎	RC造2階建一部S造	349.10	1977.4	38年	
3		鷺宮分署	8	庁舎	RC造2階建一部S造	896.16	2001.3	14年	
			9	倉庫	S造平屋建	13.94			
4		菖蒲分署	10	庁舎	RC造2階建一部S造	367.13	1980.11	35年	
5		栗橋分署	11	庁舎	RC造平屋建一部S造	354.49	1981.11	34年	
			12	倉庫	コンクリートブロック造	19.45			
6	加須市	加須消防署	13	庁舎	RC造2階建一部S造	3,466.79	2014.3	1年	
			14	第2車庫	RC造平屋建	194.01			
			15	訓練塔A棟	RC造6階建	267.00			
			16	訓練塔B棟	RC造2階建	288.00			
7		加須南分署	17	庁舎	RC造2階建	765.13	2000.3	15年	
8		騎西分署	18	庁舎	RC造2階建	482.86	1974.6	41年	
9		北川辺分署	19	庁舎	RC造2階建一部S造	359.37	1974.6	41年	
			20	講堂・食堂	S造平屋建	123.61	1995.3	20年	
10		大利根分署	21	庁舎	RC造2階建	431.36	1974.3	41年	
			22	車庫	RC造平屋建	31.10	1991.3	24年	
			23	倉庫	S造平屋建	19.80	1974.3	41年	
11		幸手市	幸手消防署	24	庁舎	RC造3階建	962.31	1974.4	41年
				25	第2車庫	S造2階建	208.00	1983.4	32年
12			西分署	26	庁舎	RC造2階建	968.90	1993.3	22年
				27	訓練塔	RC造5階建	180.00	1994.2	21年
13		白岡市	白岡消防署	28	庁舎	RC造2階建	893.76	1976.4	39年
	29			訓練塔	S造2階建	12.96			
	30			車庫	S造平屋建	40.58	1987.3		
14	篠津分署	31	庁舎	S造2階建	678.44	2013.3	2年		
		32	訓練塔	S造2階建	24.00				

No.	市町名	市町名	建 物 構 造		延床面積 (㎡)	建築 年月	経過 年数	
15	宮代町	宮代消防署	33	庁 舎	RC造2階建	1,617.18	1984.3	31年
			34	訓 練 塔	RC造5階建	125.00		
			35	書庫兼車庫	S造平屋建	127.53	1992.3	23年
16		中島出張所	36	庁 舎	S造平屋建	129.60	1996.2	19年
17	杉戸町	杉戸消防署	37	庁 舎	RC造2階建	1,511.54	1982.1	33年
			38	訓 練 塔	S造3階建	128.50		
			39	倉 庫	S造平屋建	23.28	1989.4	26年
18		泉出張所	40	庁 舎	RC造平屋建	571.70	1988.3	27年
合 計					20,237.15	—	—	

※ 黄色の塗りつぶし（網かけ）は建築後30年以上経過を意味しています。

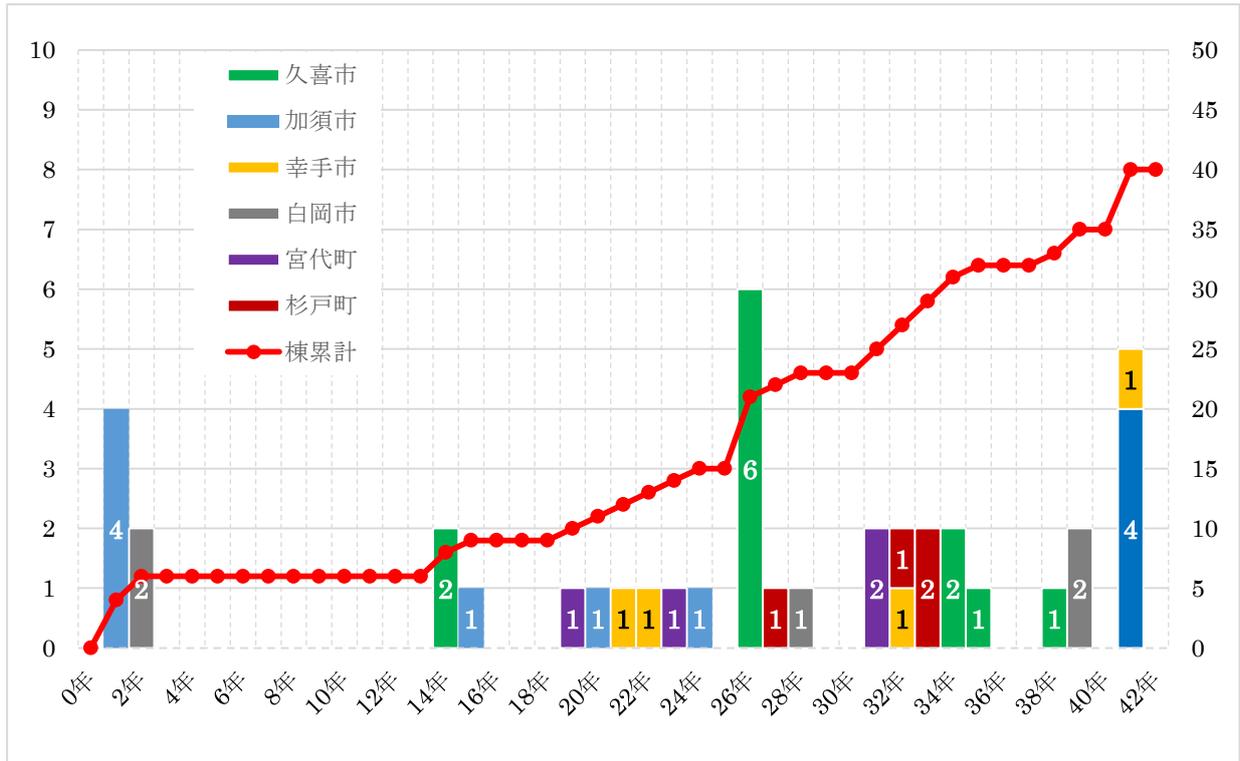
### ○庁舎別延床面積比較

(単位：㎡)



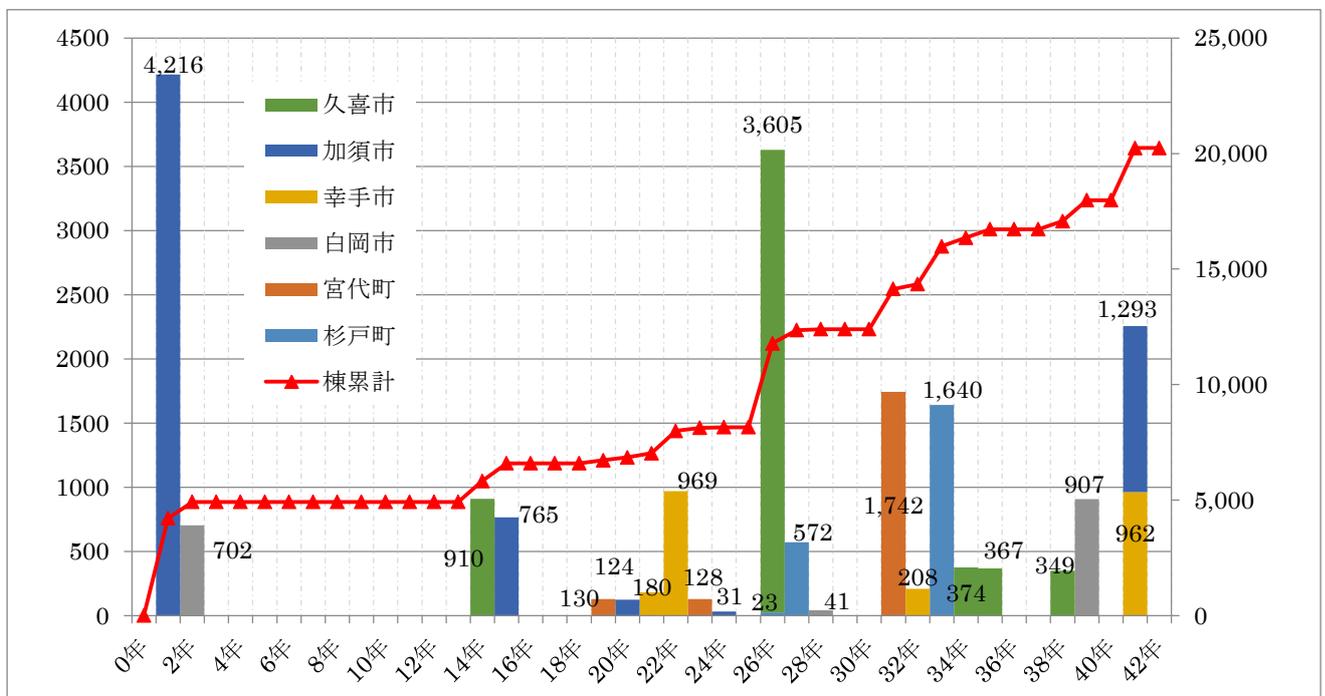
○組合市町別経過年数別棟数

(単位：棟)



○組合市町別経過年数別延床面積

(単位：㎡)



組合市町別経過年数別の棟数及び延床面積のグラフを見ると、26年を経過したものが突出していますが、これは平成元年4月に消防局・久喜消防署等が移転改築したことによるものです。

また、延床面積のグラフでは、1年経過しているものも多い状況ですが、これは平成26年3月に加須消防署が整備されたことによるものです。

○別表2 防火水槽保有状況

組合市町	40 m <sup>3</sup> 以上		40 m <sup>3</sup> 未満	
		うち耐震性		うち耐震性
加須市	877 基	385 基	168 基	0 基
久喜市	735 基	284 基	186 基	0 基
幸手市	287 基	93 基	100 基	0 基
白岡市	126 基	92 基	52 基	0 基
宮代町	90 基	41 基	44 基	0 基
杉戸町	353 基	176 基	61 基	0 基
計	2,468 基	1,071 基	611 基	0 基

○別表3 100万円以上の修繕

年度	修繕内容	実施額(円)
平成25年度	白岡消防署仮眠室改修(ベッド・空調交換含む)	3,150,000
	菖蒲分署庁舎防水工事	4,935,000
	北川辺分署非常用発電機更新工事	1,793,400
	久喜消防署訓練塔D塔改修工事	3,990,000
平成26年度	杉戸消防署及び泉出張所空調設備交換工事	3,488,400
	杉戸消防署庁舎外壁等改修工事	14,688,000
	幸手消防署西分署空調設備交換工事	1,198,800
	消防局エントランス防水等改修工事	2,376,000
	消防局・久喜消防署庁舎照明LED化工事	1,035,056
	消防局2階女性職員用浴室設置工事	2,592,000

※ 平成27年度における100万円以上の修繕工事は実施していません。

### (3) 今後必要となる維持管理修繕

#### ① 地盤沈下による修繕

多くの庁舎で地盤沈下が見受けられ、落差が大きいところでは庁舎建設時から数十センチも沈下し、一部に配管等の損壊も生じています。

#### ② 浄化槽

浄化槽設備を有する署所は13署所あり、いくつかの署所で浄化槽を更新していますが、建設当時からのままの浄化槽が多い状況です。

③ オーバースライダーシャッター

騎西分署を除き、すべての署所の車庫シャッターはオーバースライダーが設置されているため、毎年保守点検を実施しておりますが、スプリングやレール等の各種パーツの耐用年数を経過しています。

④ 空調設備

消防広域化後、緊急性の高い箇所から順次更新をしていますが、大会議室の空調設備が故障し使用できない状態となっている署所もあります。

これらは使用頻度と更新経費を勘案し、更新を見送っている状況です。また、事務室や仮眠室など、業務を行ううえで主要となる部屋の空調設備も、多くの署所で更新時期が到来しています。

⑤ ホース乾燥設備

塔本体の錆塗装だけでなく、電動ウインチの耐用年数を経過しており、安全性を考慮し、更新を要する署所もあります。

⑥ 訓練塔施設

杉戸消防署・宮代消防署及び西分署のRC造訓練塔は、点検や安全ネットの更新等が行われていないことや、建物内部鉄筋の爆裂等によりコンクリートにひび割れや劣化が生じているため、現在使用を中止している状況です。

⑦ 非常用発電機

消防広域化時に非常用発電機が未設置であった署所には設置しましたが、30年以上、非常用発電機を更新していない署所があります。

⑧ 庁舎防水工事等

消防広域化後、平成26年度に杉戸消防署庁舎、平成28年度に幸手消防署及び宮代消防署庁舎の防水工事を施工し、北川辺分署、大和分署及び騎西分署は庁舎改修工事等の際にそれぞれ実施しますが、保有する18署所のうち、6署所にとどまっています。

⑨ 照明設備

各庁舎の照明設備は、竣工当時のままであり、蛍光灯類は安定器の不良による蛍光管の点滅や短寿命といった状態が生じていることから、地球温暖化対策の推進も鑑み、平成27年度にLED化計画を策定し、順次改修工事を実施しています。

なお、改修するのは電気使用量の削減効果が大きい1日8時間以上点灯す

る照明を対象としていますが、上記のとおり安定器の不良により、それ以外の照明器具も故障が発生しています。

#### ⑩ その他施設

浴室・トイレ・給排水設備など、上記以外の庁舎施設についても、長年の使用により老朽化が進んでおり、建設後30年を経過する庁舎では改修を要する状況です。

## 2 消防組合を取り巻く現状

### (1) 消防組合の概況

消防組合は、埼玉県が策定した消防広域化推進計画により4市2町が消防広域化を図り、平成25年4月に1消防局（5課）、6消防署、10分署、2出張所の体制で発足した一部事務組合です。



消防組合管内図

## (2) 地勢等

消防組合は、関東平野のほぼ中央にあたる埼玉県北東部に位置しています。管内の中央には東北自動車道が縦断、首都圏中央連絡自動車道が横断し、鉄道はJR・私鉄路線が縦貫して18駅を有するなど都心と東北地方及び関東各地を結ぶ交通の要衝となっています。

管内面積及び管内人口等は下表のとおりであり、埼玉県内屈指の管内面積及び人口規模を誇る消防本部です。

○組合市町別面積・人口・世帯数

平成27年4月現在

区分 市町	面積	人口	世帯数
加須市	133.30 km <sup>2</sup>	114,748 人	44,471 世帯
久喜市	82.41 km <sup>2</sup>	154,396 人	62,806 世帯
幸手市	33.93 km <sup>2</sup>	52,999 人	22,146 世帯
白岡市	24.92 km <sup>2</sup>	51,651 人	20,070 世帯
宮代町	15.95 km <sup>2</sup>	33,435 人	14,062 世帯
杉戸町	30.03 km <sup>2</sup>	46,176 人	18,466 世帯
計	320.54 km <sup>2</sup>	453,405 人	182,021 世帯

## (3) 消防組合財政

消防組規約第14条において、消防組合の経費は組合市町の負担金その他の収入をもって充てることとされ、負担金の割合は規約で定められています。

### ① 共通経費

消防組合の経費は共通経費と単独経費に大別され、共通経費においては、広域化後5年間(平成29年度まで)は、平成21～23年度における消防費決算額(消防団費及び庁舎建設等特殊事情経費を除く一般財源分)の平均を原則として上回らないものとするとしています。

また、6年目以降における組合市町からの共通経費負担金は、5年をかけて段階的に5パーセントを目標に削減を図るものとしています。

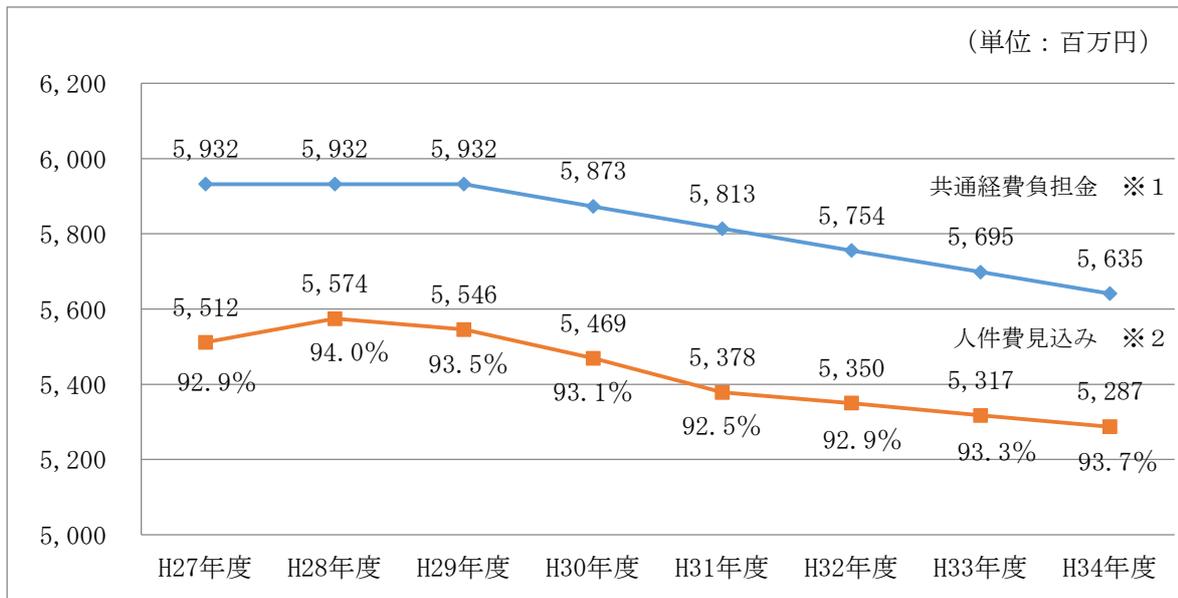
○組合市町共通経費負担金の額と負担割合

市町名	負担金額（千円）	負担割合（％）
加須市	1,336,122	22.5243590
久喜市	2,011,498	33.9098548
幸手市	813,571	13.7151886
白岡市	578,550	9.7532021
宮代町	453,988	7.6533346
杉戸町	738,169	12.4440609
計	5,931,898	100.0000000

○毎年1%ずつ段階的に削減した場合の共通経費負担金見込み（単位：千円）

区分 市町	広域化後 5年間	6年目 (H30)	7年目 (H31)	8年目 (H32)	9年目 (H33)	10年目 (H34)
加須市	1,336,122	1,322,761	1,309,400	1,296,038	1,282,677	1,269,316
久喜市	2,011,498	1,991,383	1,971,268	1,951,153	1,931,038	1,910,923
幸手市	813,571	805,435	797,300	789,164	781,028	772,892
白岡市	578,550	572,765	566,979	561,194	555,408	549,623
宮代町	453,988	449,448	444,908	440,368	435,828	431,289
杉戸町	738,169	730,787	723,406	716,024	708,642	701,261
合計	5,931,898	5,872,579	5,813,261	5,753,941	5,694,621	5,635,304

○共通経費負担金と人件費見込みの推移



消防組合予算における人件費の共通経費に占める割合は、平成27年度においては92.9%となり、給与の増額改定が続かない限り広域化6年目以降において組合市町の負担金を仮に1%ずつ削減しても、人件費の占める割合は概ね93～94%程度を推移する見込みであり、義務的経費を含めた事業費は6%程度確保できる状況です。

これは、消防組合では大量退職、大量採用期を迎えており、当面の間はこの職員の新陳代謝により人件費が減少していくものと見込まれるためです。

しかし、減少傾向にある人件費も、将来的には職員の年齢層の片寄りから過去と同様に高齢化に向かい、いずれ増額に転じていきます。

限られた予算の中で、今後も庁舎を適切に維持管理するために必要な費用を確保するためには、更なる支出抑制を検討しながら、現存する経営資源を有効に活用していく必要があります。

② 単独経費

単独経費については、庁舎建設及び庁舎大規模改修等と、防火水槽に係る経費を当該市町が負担すると規定されています。

このうち、庁舎大規模改修等の概念は、「建築基準法の規定による大規模の修繕、大規模の様様替え、増築及び改築であり、建築主事の確認を受け、確認済証の交付が必要なもの」と定義されています。

これにより、庁舎全体の防水工事や空調をはじめとする各種設備の改修工事等は、その経費が高額であっても、3か年度の決算ベース平均により算定された共通経費負担金の中で行うこととなります。

また、単独経費である防火水槽の設置の財源として起債した公債費の元利償

還金については、単独経費負担金となり、財政事務的には非常に煩雑になっています。

### ③ 特別負担

共通経費及び単独経費のほかにも、次の事業経費は特別負担として、それぞれの組合市町で負担しています。

#### ア 篠津分署経費

平成25年3月15日に開署した白岡消防署篠津分署に係る次の経費は、白岡市の特別負担となっています。なお、内容は次のとおりです。

- ・ 開署に伴い採用した職員9名の人件費
- ・ 篠津分署を運営する上で必要となる経費
- ・ 篠津分署庁舎の維持管理に要する経費

#### イ 加須消防署新庁舎経費

平成26年4月1日に開署した加須消防署新庁舎は、旧加須消防署庁舎と比較すると規模が大きく、設備も充実している反面、維持管理経費は相応に必要となります。

前述のとおり共通経費の積算根拠は過去3年間の消防費決算額の平均であるため、篠津分署庁舎の維持管理経費の考え方に準拠し、加須消防署新庁舎の維持管理経費は加須市の特別負担としました。

しかし、旧加須消防署庁舎の維持管理経費が共通経費に含まれているため、その額分を負担金として消防組合から加須市へ支払うことになっています。

#### ウ 旧久喜地区消防組合地方債元利償還金

消防広域化前の久喜地区消防組合において、車両整備や分署庁舎の建設財源として借入れた地方債の元利償還に要する経費は、旧久喜地区消防組合を構成していた久喜市及び宮代町で負担することとされました。

これは、消防広域化前の平成24年度に消防団事務を久喜市、宮代町に移管した際、公債費の取扱いを協議し、常備消防にかかる車両や庁舎だけでなく、消防団車両や防火水槽整備においても起債していたこと、また、常備車両については、久喜市と宮代町が一定の按分により負担すべきであることから、消防組合で承継して償還することとし、その経費はそれぞれの市町で負担するとされたためです。

なお、加須市、幸手市、白岡市、杉戸町の消防施設整備のための公債費元利償還金は、当該市町が広域化前と同様に償還しています。

#### エ 高機能消防指令センター事業

平成27年1月に運用を開始した高機能消防指令センターに関する経費は、組合規約において、「消防救急無線のデジタル化等に係る経費については、別途協議するものとする。」と規定されていたことから、組合市町と協議し、共通経費の負担金割合に応じ負担するという協定を締結しました。

これにより、整備に要した公債費の元利償還金及び運営をしていくための経費については、特別負担とされています。

#### ④ 公有財産

消防広域化協議の結果、消防庁舎の土地については、それぞれの市町の財産とし、建物に関しては消防組合へ無償譲渡するとされ、消防組合の発足と同時に消防組合財産となり、土地については使用貸借契約を締結しました。

また、消防広域化後、新築した加須消防署は、三俣コミュニティセンターとの複合施設で管理区分の協定に基づき、土地の使用貸借契約を新たに締結し、旧加須消防署庁舎は、加須市に無償譲渡（返却）しました。

なお、旧加須消防署庁舎は、譲渡後に加須市において建物を除却しました。



消防局・久喜消防署



加須消防署



幸手消防署



白岡消防署



宮代消防署



杉戸消防署

### 3 消防需要の将来見通し

#### (1) 現状の消防力

平成26年度に一般財団法人消防防災科学総合センターがまとめた「埼玉東部消防組合消防力適正配置調査報告書（平成26年度委託）」によると、高機能消防指令センターの整備によって、一元的な消防車両等の運用体制が確立されたことにより、管内全域において直近消防署所からの平均走行時間は4.0分、また、4.5分以内に65%、6.5分以内に91%で、9分以内で100%に近い地域に到着でき、良好な体制がとれている状況でした。

#### ○災害現場到着率と平均走行時間

地域名称	災害発生時に到着できる割合 (%)				平均走行時間(分)
	4.5分以内	6.5分以内	9.0分以内	12.0分以内	
加須市(加 須)	45	77	93	98	5.0
加須市(騎 西)	62	91	99	100	3.9
加須市(北川辺)	55	93	99	100	4.1
加須市(大利根)	41	85	100	100	4.8
久喜市(久 喜)	84	95	100	100	3.1
久喜市(鷲 宮)	81	97	100	100	3.6
久喜市(菖 蒲)	41	80	99	100	4.9
久喜市(栗 橋)	59	97	100	100	4.1
幸 手 市	77	95	99	100	3.3
白 岡 市	69	91	99	100	3.9
宮 代 町	70	96	100	100	3.7
杉 戸 町	55	92	100	100	4.2
全 域	65	91	99	99	4.0

※ 到着率は小数点第1位で、平均走行時間は小数点以下2位でそれぞれ四捨五入しています。

また、全国消防機関における統計データと比較すると、消防職員数、消防署所数、消防ポンプ車や救急車の台数は高い水準にある一方で、救急件数は平均的でした。

○類似団体消防本部の状況

消防本部名	管内人口(人)	管内面積(k㎡)	署所数(署所)	ポンプ車台数(台)	救急車台数(台)	警防隊員(人)	運用人数(人)
高松市消防局	481,080	560.6	15	20	14	312	4.58
豊川市消防本部	185,282	160.8	6	7	5	147	6.17
四日市市消防本部	337,162	220.3	8	12	10	217	3.27
埼玉東部消防組合	454,876	320.7	18	32	18	501	3.34
平均	364,600	315.6	12	18	12	294	4.34

○類似消防本部別消防力現勢の比較

消防本部名	現人口(人)	全面積(k㎡)	消防職員(定員)(人)	消防職員(実員)(人)	消防署(署)	出張所(所)	火災発生件数(件)	救急発生件数(件)	救助発生件数(件)
衣浦東部広域連合消防局*	519,882	202	417	432	5	7	239	20,644	155
和歌山市消防局	377,624	210	410	401	3	8	114	19,724	386
岐阜市消防本部	467,935	231	435	515	4	11	213	20,018	315
豊橋市消防本部	378,530	261	327	327	2	6	165	14,419	230
奈良市消防局	364,326	276	412	412	5	6	121	16,845	190
<b>埼玉東部消防組合消防局*</b>	<b>454,876</b>	<b>321</b>	<b>682</b>	<b>641</b>	<b>6</b>	<b>12</b>	<b>213</b>	<b>18,743</b>	<b>247</b>
倉敷市消防局	507,282	383	475	458	4	11	123	21,062	302
岡崎市消防本部	379,264	387	370	363	3	7	150	14,873	120
宇都宮市消防本部	525,613	417	463	456	4	9	172	19,748	180
松山市消防局	515,992	429	458	450	4	7	165	24,092	142
久留米広域消防本部*	426,330	434	372	370	4	7	159	17,385	159
長崎市消防局	510,027	456	512	459	3	19	147	23,434	210
金沢市消防局	451,188	468	418	418	3	9	92	16,016	252
大分市消防局	477,640	501	490	474	3	11	136	16,945	154
高松市消防局	481,080	561	500	492	5	10	173	22,602	158
平均	455,839	369	449	444	4	9	159	19,103	213

出典：平成26年版消防現勢データ（全国消防長会）※印は組合消防を表しています。

## (2) 人口の推移と消防需要の将来推計

全国的に出生率の低下から少子高齢化と人口減少が進んでいますが、このことは、今後の消防需要に大きな変化をもたらします。

下表は、平成27年中における年齢区分別の救急傷病者搬送状況ですが、65歳以上の高齢者の割合は56.2%と、半数以上を占めています。

今後、高齢化の進展によりさらに出動件数における高齢者の割合を押し上げていくことが考えられますが、一方では人口が減少するため総件数は大きくは増加していかないものと見込んでいます。

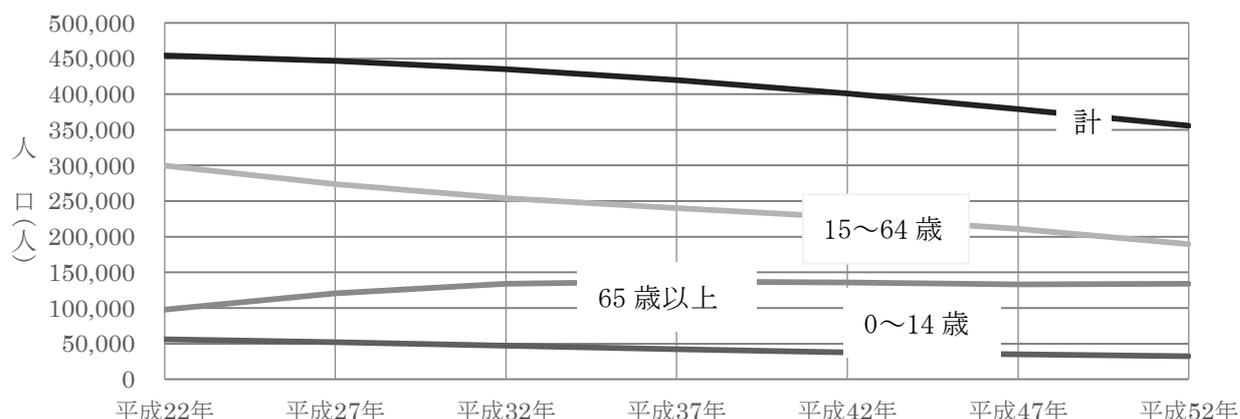
○平成27年における年齢区分別救急搬送状況

市町区分	加須市	久喜市	幸手市	白岡市	宮代町	杉戸町	管外	合計	割合
新生児	18	7	16	0	0	5		46	0.2%
乳幼児	200	322	99	96	66	112	5	900	5.0%
少年	187	266	78	78	52	98	3	762	4.2%
成人	1,602	2,275	756	619	391	677	43	6,363	35.4%
高齢者	2,333	3,211	1,286	1,102	829	1,097	18	9,876	56.2%
計	4,340	6,081	2,235	1,895	1,338	1,989	69	17,947	100.0%

日本の市区町村別将来推計人口に基づき、組合市町の平成22年から平成52年までの年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）及び老年人口（65歳以上）別に見たものが下のグラフです。

全体の人口は減少の傾向を示しており、平成22年の総人口は45万人余りでしたが、平成52年には35万人余りと約78%に減少することが見込まれています。

○埼玉東部消防組合管内の人口将来推計



特に減少しているのは年少人口、生産年齢人口で、平成52年にはいずれも5割強にとどまることが見込まれます。一方、老年人口は増加の傾向にあり、平成22年度を100とした場合、平成52年度には136を超えると思定され、各市町とも高齢人口は横ばい傾向であることから、全体に対する構成比は確実に増加すると見ることが出来ます。

火災、救急、救助といった消防需要の中で、最も出動件数が多いのは救急事案であるため、今後、消防組合の対応すべき活動数は救急搬送の将来推計によりおおよその傾向を把握することとしました。

前述の将来推計人口と、総務省消防庁から出された「平成22年度救急業務高度化推進検討会報告書」の中の第8章2救急搬送の将来推計に示される手法及び年齢別の救急搬送人員発生率を用いて搬送人員を推計したのが下表です。

○平成27年における救急搬送率 (平成27年4月1日現在)

市町名	総人口 (人)	新生児から少年 (0歳～18歳未満)			成人 (18歳～65歳未満)			高齢者 (65歳～)			総人員 (人)
		人員 (人)	構成比 (%)	救急搬送率 (%)	人員 (人)	構成比 (%)	救急搬送率 (%)	人員 (人)	構成比 (%)	救急搬送率 (%)	
加須市	114,748	405	9.3	0.4	1,602	36.9	1.4	2,333	53.8	2.0	4,340
久喜市	154,396	595	9.8	0.4	2,275	37.4	1.5	3,211	52.8	2.1	6,081
幸手市	52,999	193	8.6	0.4	756	33.8	1.4	1,286	57.5	2.4	2,235
白岡市	51,651	174	9.2	0.3	619	32.7	1.2	1,102	58.2	2.1	1,895
宮代町	33,435	118	8.8	0.4	391	29.2	1.2	829	62.0	2.5	1,338
杉戸町	46,176	215	10.8	0.5	677	34.0	1.5	1,097	55.2	2.4	1,989
計	453,405	1,700	9.5	0.4	6,320	35.4	1.4	9,858	55.1	2.2	17,878

○平成52年における予想救急搬送率

市町名	予 想 総人口 (人)	新生児から少年 (0歳～18歳未満)			成 人 (18歳～65歳未満)			高 齢 者 (65歳～)			予想 人員 (人)
		予想人員(人)	構成比(%)	救急搬送率(%)	予想人員(人)	構成比(%)	救急搬送率(%)	予想人員(人)	構成比(%)	救急搬送率(%)	
加須市	91,515	261	6.8	0.3	1,128	29.5	1.2	2,431	63.6	2.7	3,820
久喜市	121,383	389	7.3	0.3	1,623	30.6	1.3	3,286	62.0	2.7	5,298
幸手市	35,935	103	6.8	0.3	465	30.8	1.3	943	62.4	2.6	1,511
白岡市	45,138	97	6.0	0.2	470	29.0	1.0	1055	65.0	2.3	1,622
宮代町	23,621	69	6.7	0.3	283	27.7	1.2	671	65.6	2.8	1,023
杉戸町	37,936	119	5.5	0.3	651	29.9	1.7	1,410	64.7	3.7	2,180
計	355,528	1,038	6.7	0.3	4,620	29.9	1.3	9,786	63.4	2.8	15,454

※ 上表のうち、救急搬送率とは、年間の救急搬送人員を当該年の人口で除した値を示しています。

※ 上表のうち、構成比とは、年間の救急搬送人員を当該年の搬送人員で除した値を示しています。

火災や救助については、人口減少や社会経済の進展により出動件数が減る傾向にあると考えられますが、高齢者人口の比率増大がどのような影響を与えるかは不明なため、救急事案での推計をもとに消防需要の推計をするものとします。

なお、救急搬送率は、年間の救急搬送人員を当該年の人口で除して算出しています。

総人口は45万人余りから35万人余りと約78%に減少しますが、救急搬送人員は17,878人から15,454人へと、約14%の減少にとどまり、新生児から少年及び成人における救急搬送人員も減少はしますが、高齢者では救急搬送率が2.8パーセントに増加することが予想される結果となりました。

埼玉東部消防組合消防力適正配置調査報告書では、消防力の集結拠点である消防署所を、消防力の整備指針に準拠した署所数まで減じたとしても消防サービスの低下は大きくないと結論付けています。

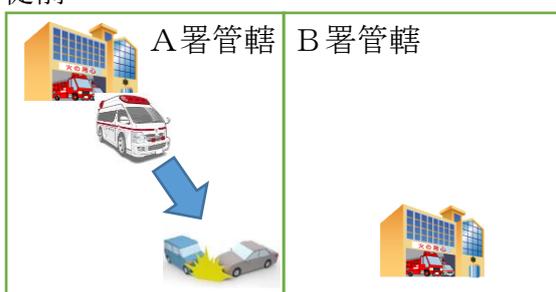
住民にとっては身近に消防署所があることへの安心感、日常的な届出等の観点から署所が多いに越したことはありませんが、消防力の質の向上を図る上では、署所の統合を図り、分散配置された人員を集結して災害活動に必要な人員を確保することが望ましいとされています（高機能消防指令センター整備後の出動体制参照）。

また、管内人口が将来減少することが推定されることも踏まえ、今後は社会情勢にあった消防体制を検討していく必要があります。

### 高機能消防指令センター整備後の出動体制

平成27年1月16日から高機能消防指令センターを運用開始し、従来署所管轄方式により出動していましたが、整備後は災害現場直近出動方式となりました。

従前

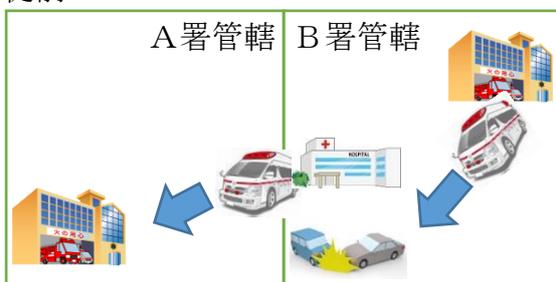


※ 災害現場に最も近い署所から出動

高機能消防指令センター運用開始後



従前



※ 病院からの帰署途上など、災害現場に最も近い車両が出動

高機能消防指令センター運用開始後



#### 4 計画の対象とする公共施設等

公共施設等総合管理計画は、長期的視点をもって公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適な配置を実現しようとするものであるため、対象となる施設等は、地方公共団体が所有する建築物だけでなく、道路・橋りょう等のインフラ施設や公営企業の施設も含むものとされています。

このことから、消防庁舎だけでなく、防火水槽等も対象に含めて策定すべきですが、消防広域化前の消防本部において、台帳等が十分に整理されていないところもあるため、現在、固定資産台帳の整備と併せ、設置年度等の確認を進めています。

また、組合市町で消防本部を設置する前に整備した防火水槽（特に無蓋防火水槽）については、既に50年を経過していると推定されるものもあります。

これら防火水槽に係る経費については、組合市町単独経費（直接負担）とされていることから、どのように維持し、更新するかを組合市町と調整する必要があります。

このことから、今回策定した計画で対象とする施設は、防火水槽は含めず、平成28年4月1日時点で消防組合が保有する18施設40棟の消防施設とします。なお、庁舎に付随する駐輪場などの簡易的な工作物等は、延床面積が10㎡以下の小規模施設は本計画の対象から除いています。

##### ○防火水槽有蓋化工事（加須市鴻荃地内）

施工前



施工後



## 第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

### 1 計画期間

消防組合の保有する建物については、今後30年の間に更新や大規模改修が集中していることから、2016年(平成28年度)から2045年(平成57年度)までの30年間を計画期間とします。

### 2 全庁的な取り組み体制の構築及び情報管理・共有方策

公共施設に関する情報は、固定資産台帳などと併せて財産管理を所管する消防局総務課で一元的に管理する体制としています。

今後、個別の施設については、本計画に沿って、より具体的に管理方策を検討し、その内容について組合市町へ定期的に報告して共有を図ります。

### 3 現状や課題に関する基本認識

#### (1) 管内人口の減少及び少子高齢化による住民要望の変化

消防組合管内の人口は、平成27年4月1日現在で約45万人ですが、平成52年には、約35万人に減少することが見込まれています。

また、高齢者の増加による救急需要の変化だけでなく、住民ニーズの多様化に伴う各種出動要請の増加など、消防需要の高まりが見込まれますが、こうした状況の変化を踏まえ、必要最小限のコストで最大限のパフォーマンスができるよう取り組んでいく必要があります。

#### (2) 公共施設の老朽化

消防組合が保有する公共施設の整備状況を建築年度別にみると、庁舎開設から30年を経過する施設が約半数を占めており、それ以外の庁舎についても約3分の2の施設は開庁から20年を経過しています。

また、老朽化が進む施設の中には、これまで大規模改修が必要な時期に適切な改修等を実施してこなかった施設も存在し、現状のままでは消防組合の規定する耐用年数を満たすことが困難な状態にある施設も見受けられます。

消防組合としては、これら積み残しとなっている施設を含め、災害時における地域の防災拠点としての役割を担う消防庁舎が、十分に機能を発揮できるよう維持管理していかなければなりません。

今後、老朽化が進む施設については、大規模改修などを計画的に実施するとともに、「消防力適正化計画」を踏まえ、組合市町とともに今後の庁舎施設のあり方について、総合的に検討していく必要があります。

### (3) 公共施設の更新時期の集中

消防組合が保有する庁舎の多くが、昭和40年代から整備されたため、建て替え時期を60年と設定した場合、今後、約20年間は対象となる消防庁舎がありませんが、それを過ぎると建替えとなる庁舎がほぼ毎年存在するような状況であり、多額の費用が集中的に見込まれます。

また、建物本来の耐用年数を満たすためには、耐用年数の概ね中間時期において大規模改修を実施する必要があることから、それらも加味したうえで、経費の平準化を図ることを考慮して検討する必要があります。

### (4) 公共施設にかけられる財源の限界

消防組合の保有する消防施設の機能を適切に保つためには、維持管理や運営に係る経常的な費用も毎年度必要となるうえ、適宜、修繕なども必要となります。

大規模改修や建て替え等の際には、多額の費用が必要となるため、組合市町と施設のあり方や財源の確保方策等、様々な角度から検討していく必要があります。

## 4 消防施設管理に関する基本的な考え方

消防施設は、地域の消防力を維持していく観点から、計画的に点検や改修等を行い、長寿命化対策を進めていく必要があります。

これまでは、機能が損なわれてから改修することが多い傾向にありましたが、施設を長年にわたり維持していくためには、計画的な改修計画を策定し、小規模な改修を積み重ねていくことで、トータルコストの削減に努めることとします。

建て替えにあたっては、改築費用のほか、施設ごとの維持管理コスト等を踏まえ、組合市町と十分に協議しながら、今後の消防サービスのあり方を検討していきます。

## 5 更新費用等推計の考え方

### (1) 建物構造別の耐用年数等の設定

消防組合で所有する施設の耐用年数について、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)を基準とし、これまでの実績や公共施設の長寿命化対策の推進の観点等から用途構造別に次のとおり設定します。

- ・概ね、省令の1.2倍を消防組合施設における耐用年数とし、その中間時期において大規模改修を実施するものとします。

- ・施設の中には一部増改築を実施しているものがあり、建物構造等が主たる施設と異なるものがみられます。この場合、明確に建物が分離している場合を除き、増改築部分が一体となって主たる用途を満たすものとみなし、一の構造物としてみなし試算します。

例えば、RC造2階建て300㎡の庁舎に後年度、S造50㎡の車庫を一体的に増築した場合、当該建物はRC造2建て一部S造として、主たる用途であるRC造庁舎350㎡の建物として耐用年数を60年とし、RC造庁舎の竣工年度を起算として以後の大規模改修、建て替え等を実施することとして計画するものとします。

○建物構造別耐用年数等

用途構造別	減価償却資産の耐用年数等に関する省令			埼玉東部消防組合		
	SRC/RC造	S造	CB造	SRC/RC造	S造	CB造
庁舎	50年	38年		(30年) 60年	(23年) 45年	
車庫	38年	31年		(23年) 45年	(19年) 37年	
倉庫・物置	38年	31年	34年	(23年) 45年	(19年) 37年	(20年) 40年

※ 上段（ ）は、大規模改修の実施年数を示します。

(2) 費用の算定

大規模改修や更新に係る費用について、簡便な方法にて費用を推計するため、現在の施設を建設・整備した年度からそれぞれ設定した耐用年数の経過後に、現在と同じ延床面積等で更新するものと仮定して用途や構造が異なる施設についても次表の単価により一律に算定します。

また、大規模改修や更新には、一般的に設計、施工と複数年に渡り費用が掛かることも予想されるため、概ね延床面積が100㎡を超える施設については、2か年に渡り事業執行するものと仮定し、当該費用を2年に分割して計上することとします。

なお、既に大規模改修の時期を経過してしまっているものについては、負担を平準化するため、当該改修を2017年から10年をかけて均等に実施するものと仮定して試算します。ただし、既に大規模改修の時期を経過している施設のうち、試算の時点において建て替えまでの期間が10年未満の施設については費用対効果を考慮し、大規模改修を実施せず耐用年数を迎えた時点において建て替えるものとして試算します。

【参考】「公共施設等更新費用試算ソフト（一般財団法人地域総合整備財団）」

行政系施設更新（建て替え）及び大規模改修の単価

- ・更新（建て替え）単価 400,000円／㎡
- ・大規模改修単価 250,000円／㎡

○施設別の建物構造等と大規模改修及び建替目安年 (2016年4月1日現在)

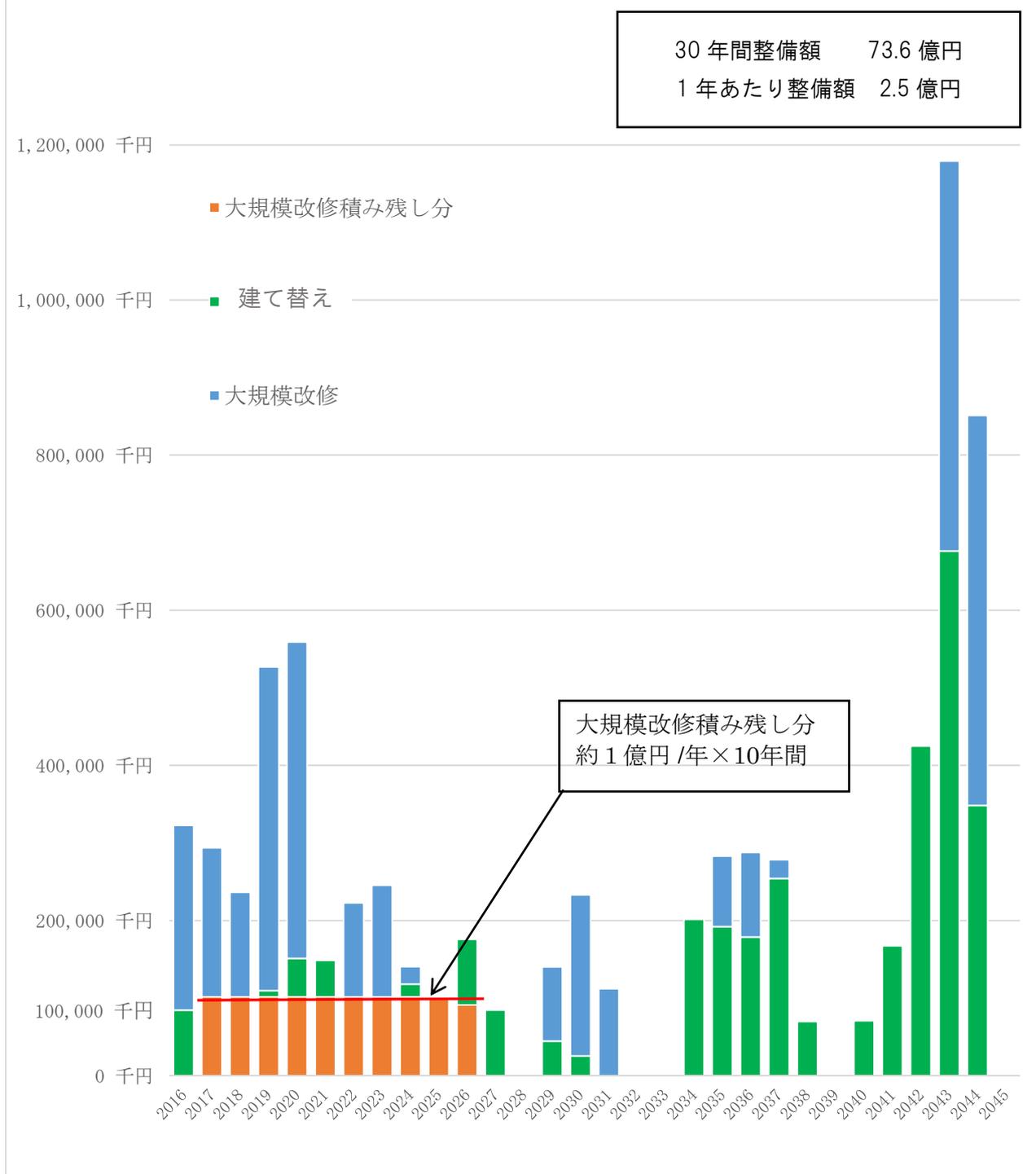
施設名	建物種別	耐用年数	大規模改修実施年	大規模改修		建替	
				目安年	残年数	目安年	残年数
消防局・久喜消防署	庁舎	60年	—	2019	4年	2049	34年
	訓練棟A棟						
	訓練棟B棟						
	訓練棟C棟						
	備蓄倉庫	37年	—	2008	▲7年	2026	11年
高圧ガス室	40年	—	2009	▲6年	2029	14年	
東分署	庁舎	60年	—	2007	▲8年	2037	22年
鷺宮分署	庁舎	60年	—	2031	16年	2061	46年
	倉庫	45年	—	2023	8年	2046	31年
菖蒲分署	庁舎	60年	—	2010	▲5年	2040	25年
栗橋分署	庁舎	60年	—	2011	▲4年	2041	26年
	倉庫	40年	—	2001	▲14年	2021	6年
加須消防署	庁舎	60年	—	2044	29年	2074	59年
	第2車庫						
	訓練棟A棟						
	訓練棟B棟						
加須南分署	庁舎	60年	—	2030	15年	2060	45年
騎西分署	庁舎	60年	2017	2004	—	2034	19年
北川辺分署	庁舎	60年	2016	2004	—	2034	19年
	講堂・食堂	45年	—	2017	2年	2040	25年
大利根分署	庁舎	60年	2016	2004	—	2034	19年
	車庫	45年	—	2013	—	2036	21年
	倉庫	37年	—	1993	▲22年	2011	▲4年
幸手消防署	庁舎	60年	2016	2004	—	2034	19年
	第2車庫	37年	—	2002	▲13年	2020	5年

施設名	建物種別	耐用年数	大規模改修実施年	大規模改修		建替	
				目安年	残年数	目安年	残年数
西分署	庁舎	60年	—	2023	7年	2053	38年
	訓練棟	60年	—	2024	8年	2054	39年
白岡消防署	庁舎	60年	—	2006	▲9年	2036	21年
	訓練棟	45年	—	1998	▲17年	2021	6年
	車庫	37年	—	2006	▲9年	2024	9年
篠津分署	庁舎	45年	—	2035	20年	2058	43年
	訓練棟						
宮代消防署	庁舎	60年	2016	2014	—	2044	29年
	訓練塔	60年	—	2014	▲1年		
	書庫兼車庫	37年	—	2011	▲4年	2029	14年
中島出張所	庁舎	45年	—	2018	3年	2041	26年
杉戸消防署	庁舎	60年	2014	2012	—	2042	27年
	訓練塔	45年	—	2004	▲11年	2027	12年
	倉庫	37年	—	2008	▲7年	2026	11年
泉出張所	庁舎	60年	—	2018	2年	2048	33年

※ 上表の水色の塗りつぶし（網かけ）は、既に大規模改修の目安となる年数を過ぎてしまっているのに改修を実施していない又は改修に着手できていないことを意味します。

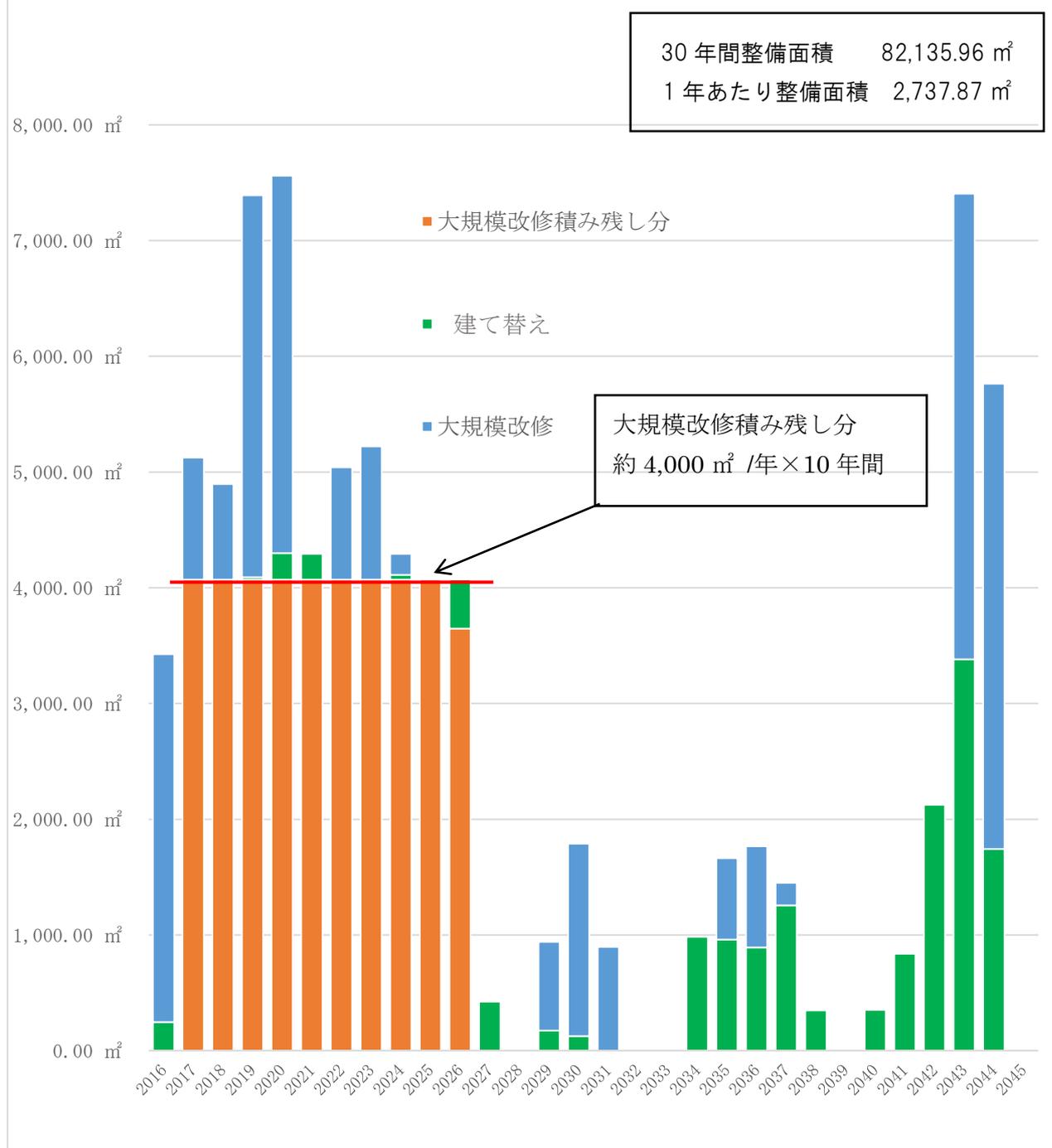
※ 上表の「大規模改修」とは、屋上防水・躯体の補修（ひびわれ補修等）・外壁塗装・タイル清掃及び張替・鉄部塗装・給排水設備の改修、更新・電気及び消防用設備等の修繕などを意味します。

## 公共施設等更新費用算定ソフトによる将来コスト推計 (2016～2045年)



※ 上表のうち、オレンジのグラフは2016年以前に大規模改修の時期が到来しているが、実施できていない更新費用を算出し、2017年から2026年までの10年間で平準化して計上していることを意味しています。

## 年度別の対象施設更新種別面積 (2016～2045年)



※ 上表のうち、オレンジのグラフは2016年以前に大規模改修の時期が到来しているが、実施できていない更新面積を算出し、2017年から2026年までの10年間で平準化して計上していることを意味しています。

消防組合における更新対象施設について、更新種別（大規模改修積み残し分・建て替え及び大規模改修）ごとに年別で面積を算出し、公共施設等更新費用算定ソフトによりその更新費用を計算した結果が上表となります。

なお、2016年（平成28年度）については、当初予算に庁舎防水塗装工事等の改修経費を計上したほか、本来、これまでに大規模改修を実施すべき時期を経過してしまっているもの（つまり、「大規模改修積み残し分」。）について、費用の平準化を図り2017年（平成29年度）から10年をかけて実施することとして加算したうえ計上した結果、2026年（平成38年度）までの間に毎年約1億円、4,000㎡分の大規模改修積み残し分を建て替えや大規模改修費用とは別に計上する必要がありました。

また、2018年（平成30年度）から2019年（平成31年度）には消防局・久喜消防署の大規模改修時期となるため、年度負担額は約5億円となるほか、今から約20年後となる2035年（平成47年度）からは多くの消防施設が建て替え時期を迎え、ピークとなる2043年（平成55年度）の財政負担は約11億円となると見込まれます。

前述のとおり、消防広域化11年目以降における組合市町からの負担金算出方法は、基準財政需要額割を基本とし、改めて協議するとされています。

しかし、庁舎建設費用等を短い期間で確保することは困難であると思慮されることから、組合市町における公共施設等総合管理計画においても消防庁舎の改築等を位置付けるとともに、上記試算に基づく額を将来の建て替えに係る費用として組合市町に確保していただく必要があります。

## 6 公共施設等の管理に関する基本的な方針

### （1）点検・診断等の実施方針

- ① 施設の定期点検や劣化診断等を実施し、点検・診断等の状況を適時に把握するとともに、その結果を踏まえ建て替え時期などに反映させていきます。
- ② 経年による劣化状況、外的負荷（気象状況、使用特性等）による性能低下状況及び管理状況を把握し、予防保全的な観点から検討を行います。

### （2）維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ① 施設の重要度や劣化状況に応じて長期的な視点で優先度をつけ、計画的に改修・更新を実施します。
- ② 維持管理や修繕に関する情報を蓄積していくことで、維持管理上の課題を適時に把握するとともに、今後の修繕に関する計画を立てます。
- ③ 新しい技術や考え方を積極的に取り入れ、維持管理・修繕・更新等を合理的に進めていきます。

### (3) 安全確保の実施方針

- ① 点検、診断等により高度の危険性が認められた施設等について、ソフト・ハードの両面から安全を確保します。
- ② 消防庁舎は地域の重要な防災拠点であり、住民の安全を確保する上で必要不可欠な建物であることについて、引き続き組合市町に理解を求めていきます。

### (4) 耐震化の実施方針

- ① 建築基準法の改正に伴い、昭和56年以前の旧耐震基準による施設のうち、耐震補強が必要と判定された施設は4施設あり、そのうち、幸手消防署及び杉戸消防署については、広域化前に耐震補強工事を実施済みです。
- ② 2015年（平成27年度）及び2016年（平成28年度）に北川辺分署及び大和分署の耐震化を実施することで管内18署所の耐震化はすべて完了となります。

### (5) 長寿命化の実施方針

- ① 公共施設の耐用年数到来年度を把握し、公共施設の改修や改築等の対応時期を検討します。
- ② 修繕が必要な箇所が生じた場合は、速やかに応急処置を施すとともに、適宜小規模な改修を積み重ねていくことで、トータルコストの削減を図ります
- ③ 建て替えについては、原則として耐用年数を経過した建物を対象としますが、既存庁舎の現状を勘案し、大規模改修に要する費用と建て替えに要する費用を比較し、建て替えの方が費用対効果の高い場合については、当該組合市町と相談のうえ、建て替え時期を早めることを検討します。  
また、地域住民とともに、大切に施設を利用し、少しでも長く施設を活用していけるよう努めます。

### (6) 統合や廃止の推進方針

- ① 改築を含めた公共施設等の将来の維持経費を勘案すると、財源不足を生じることが予測されます。  
今後は、将来の消防需要の変化に応じ、組合市町と十分な調整を図りながら、施設の統廃合や組合市町が保有する公共施設との複合利用（一の公共施設に複数の機能を盛り込み、スペース効率の改善と機能間の連携性を高める多機能集約化の取り組み）などについて検討していく必要があります。
- ② 公共施設の見直しにあたって、総量縮減は財源確保の一つの手段であり、総合的に判断する必要がありますが、単純な面積縮減を図るだけでなく、既存の施設形態にとらわれず、行政サービスとして真に必要な水準や機能などを意識して検討を行っていきます。

### (7) 総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

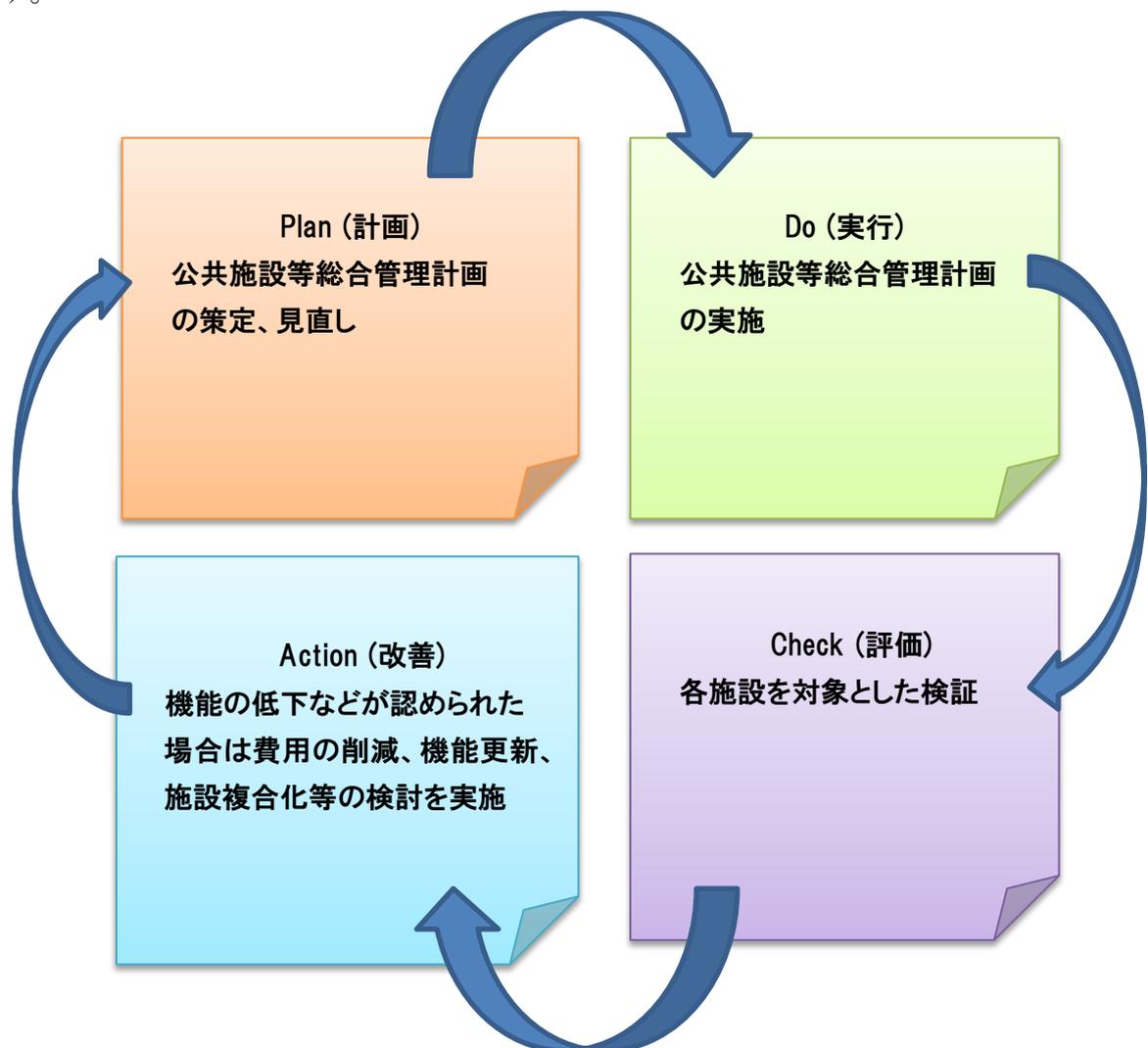
- ① 管内18施設の施設等に関する情報を一元管理していきます。
- ② 固定資産台帳や、地方公会計制度の財務諸表などを活用し、データに基づくマネジメントを実施します。

## 第3章 フォローアップの実施方針

### 1 取り組みの評価と計画の見直し

本計画で示した「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」や「施設類別ごとの管理に関する基本的な方針」に関する進捗状況について、PDCAサイクルによる評価を実施していきます。

進捗状況に関する評価の結果、その状況の変化等があった場合や社会経済情勢、組合市町を取り巻く情勢の変化があった場合には、必要に応じ本計画を改訂します。



## 第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

### 1 消防施設の現状や課題に関する基本認識

消防組合管内には、久喜市及び加須市内にそれぞれ5署所（消防署1、分署4）、幸手市、白岡市、宮代町及び杉戸町にそれぞれ2署所（消防署1、分署又は出張所1）の6消防署、10分署、2出張所、合計18署所の庁舎のほか、訓練塔、倉庫及び車庫等を含めた40棟の消防施設が存在します。

これまでに記載したとおり、消防施設は昭和40年代から徐々にその数が増え、現在の数となっており、耐用年数到来年度は一番早いもので約20年後となっています。

また、すべての施設が消防広域化以前の各消防本部の管轄に応じて整備されたものであるため、現在の消防組合の管轄を市町の境なく一つとして見た場合に、必ずしも最適な署所数や配置状況となっていない場合や、訓練塔や車庫等について、適正な規模等になっていない場合があります。

今後は、費用対効果を踏まえ、既存施設の計画的な点検を実施し、必要な改修等を行うとともに、消防施設は地域住民の安全に不可欠な施設であることから、その能力を維持しながらも過剰な施設は削減を図り、かつ地理的にも最適な配置となるよう検討していきます。

特に訓練塔については、現有施設の活用方法と除却について検討していきます。